給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２２号

埼玉県川口市朝日６丁目５番14号

再生債務者　伊藤　　昇

1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月３日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月17日から平成24年４月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１０００１号

長崎県佐世保市黒髪町33番11号

再生債務者　泉原　基美

1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月19日から平成24年４月26日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４１号

横浜市瀬谷区二ツ橋町103番地５　メープルマンション三ツ境201号

再生債務者　濱口　正之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月28日まで

平成24年３月14日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第３号

神奈川県座間市相模が丘４丁目62番19―102号　サンライト相模が丘

再生債務者　山岸真由美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月４日まで

平成24年３月14日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第３号

静岡県浜松市中区高丘東５丁目17番18号　ハイツスライブＡ201号

再生債務者　塩澤　美香

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月４日まで

平成24年３月14日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再ロ）第５号

奈良県御所市大字幸町90番地の３

再生債務者　内田　嘉勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月10日まで

平成24年３月13日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１２号

さいたま市西区大字指扇領辻85番地10

再生債務者　古澤　英光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月14日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第２０号

京都市南区唐橋芦辺町７番地

再生債務者　和晃土地こと　和田　晃明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月14日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第５号

愛媛県松山市石風呂町379番地

再生債務者　矢野　宏樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月14日　　松山地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第３号

奈良市東九条町278番地の９

再生債務者　具志堅全徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月14日　　奈良地方裁判所

解散命令公告

埼玉県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が不明なので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告します。

平成 24 年 3 月 23 日

埼玉県知事　上田　清司

記

命令の要旨

次の組合は、正当な理由がないのに、１年以上その事業を停止したので、中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命じます。

名称及び主たる事務所の所在地

1　羽生米穀企業組合

埼玉県羽生市中央三丁目５番22号

2　秩父祭冠協同組合

埼玉県秩父市道生町22番８号

教示

1　異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散の決定及び合併

解散公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙ともに）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月六日

掲載頁　九十頁（号外第五十号）

平成二十四年三月二十三日

東京都港区港南二丁目七番一九号

（甲）株式会社スガワラ

代表取締役　菅原　雅隆

神奈川県横浜市南区永田東一丁目一六番三号

（乙）株式会社菅原商店

代表取締役　菅原　雅隆